

『現代社会学理論研究』編集・投稿規程

2006年9月12日制定

2013年1月27日改訂

2017年1月22日改訂

2017年3月11日改訂

1. 本誌は、日本社会学理論学会の機関誌であって、原則として年1回発行する。
2. 本誌は、原則として本会会員による社会学関係の研究発表および関連分野の海外の専門家の研究発表にあてる。
3. 本誌は、論文、研究ノート（紹介、批評、問題提起などを含む）、書評、内外研究動向などから構成される。
 - (1) 本誌の掲載原稿は、投稿原稿と依頼原稿とからなる。
4. 本誌に投稿する原稿は、未発表のものに限る。ただし、学会等で口頭で発表したものについては、その限りではない。他で審査中あるいは掲載予定となっているものは二重投稿とみなし、本誌での発表を認めない。
 - (1) 本誌に投稿原稿が掲載された会員は、連続する号に投稿することはできない。
5. 本誌に投稿する者は、本会会員で、当該年度までの会費を投稿時までに完納している者に限る。
6. 本誌に投稿を予定している会員は、所定の期間中に、以下の事項を明記した文書を電子ファイル（WORD等：以下同）にて編集委員会（メールアドレス）に提出して申し込む。この手続きを経していない者の投稿は認められない。
 - a) 氏名（ふりがな） b) 住所（郵便番号を含む） c) 電話番号
 - d) 所属（機関名）・身分（教員・院生などの別）
 - e) 論文の題名（仮題も可）
 - f) 800字程度の論文概要
 - g) Eメールアドレス
7. 原稿は、執筆規程にしたがって、必ずワープロ等で作成する。ただし、審査用原稿には、執筆者名、所属などは記載しないこと。
8. 投稿者は、論文名・氏名などを記した投稿票、審査用原稿の電子ファイルを所定の期間中に編集委員会に提出する。
9. 本誌への投稿原稿の掲載については、審査制度をとる。
 - (1) 投稿論文は、編集委員および専門委員の中から編集委員会が選任した2名の委員によって査読される。
 - (2) 特集等の企画については、編集委員会が選任した責任編集者が論文の査読を行うことができる。
 - (3) 査読者の意見が分かれた場合や、特集等の企画自体に関わる問題が生じた場合は、編集委員会において議論する。
 - (4) 編集委員会は、審査結果にもとづいて、修正などの必要な処置を施した原稿の再提出を求めることがある。
 - (5) すべての原稿の掲載に関する最終的な可否の決定は、査読者の評価を踏まえて編集委員会が行う。
10. 論文の掲載を認められた投稿者は、完成原稿を電子ファイルにて指定された期日までに提出する。
11. 原稿の執筆要領及び提出方法は、執筆規程及びその細則にもとづく。
12. 本誌に掲載された論文等の著作権は、日本社会学理論学会に属する。執筆者自身による転載は、事前に文書等で届け出ることを条件として保証される。